

胡広『漢官解詁』の編纂

——その経緯と構想——

はじめに

孫星衍輯『漢官六種』の一つ、王隆本文・胡広注『漢官解詁』は、隋書経籍志では史部・職官類に分類され、漢代の官制とその沿革に関して貴重な情報を提供する著作として、高い史料的价值を有する。

漢末、王隆（胡広の誤り）・應劭等、百官表の具わらざるを以て、乃ち漢官解詁・漢官儀等の書を作る。是の後相い困り、正史の表志に復た百僚在官の名なし。搢紳の徒、或いは官曹名品の書を取り、撰して之を録し、別に世に行わる。

と隋志が記し、また南斉書百官志の序で、職官類の筆頭に本書と應劭の漢旧儀を挙げるように、続く魏晋南北朝時代に向け、これらの影響下に多くの職官類の著作が編まれていくことになる。魏

佐藤達郎

晋南北朝期におけるこれら職官類の増加について、内藤湖南は次のようにその理由を述べている。

……以後の歴史は単に正史のみによって知ることが困難となり、正史以外に種々の記録の必要が感ぜられるやうになつて来たのである。それは……又時勢の変化から自然に記録の発展が繁雑になり、単に一二の天才を以てしては、あらゆる記録を統一することが困難となつた為めであらう。……殊に志の類に関するものが多くなり、例へば隋志の職官・刑法・儀注の如きは皆な正史の志に属するものの發展である。後世の正史の志は、史記の書の如く沿革の精神を取るのではなく、かかる職官・刑法・儀注の書と別段書き方が異なる訳ではなく、ただ詳略の差があるだけであるが、しかも正史の志では足らずとしてかくの如きものが別に發展したのである。^①

つまり、この時期における職官・刑法・儀注等の記録の増加・繁雑化により、正史の志に収まり切れぬ記録の増加が、正史より独立したそれら著作を生み出したという。こういつた説明はもとより、歴史書の増加による史部の独立、という周知のテーゼの一環でもある。筆者も、大勢においてそれを否定するつもりは毛頭なく、また後述するような、『漢官解詁』における典章制度の詳細な記述からも、博覧強記の学者・胡広がその編纂に当たって多くの記録を参照節録したであろうことは容易に窺われる。

しかし『漢官解詁』の成り立ちと編纂の契機を見たとき、単なる記録の累積増加だけからでは説明のできない、いわば時代精神の要求とでもいうべきものが、その背後に働いてきたことが知られる。およそ新たな形式の著作が生み出されるその当初にあつては、その形骸的踏襲たる後代のそれらとは異なつた、同時代の要請、それを形にせんとする人々の緊張に満ちた模索があつたのではなからうか。そして、その過程を見ていくことが、この時代以降における職官儀注類の記録の急増、ひいては魏晋南北朝時代における史部の爆発的増加の理由を知る手がかりにもなるのではなからうか。このような期待に導かれつつ、本稿は『漢官解詁』の成立に至るまでの一連の過程を追い、背景をなす当時の状況と、それに由来する時代の要請、それらに対する著作者たちの編纂意

図の変遷を探る。即ち『漢官解詁』を一つのモデルケースとして、後漢以後に多く出現する職官類の著作が、いかなる政治・文化的背景のもとに生まれ、またその出現がいかなる歴史上の意義を持つかを考えようとするものである。

本稿はまた、筆者の現在進める揚雄・胡広らによる古典的官箴〔古官箴〕の分析作業とも相補すべき性格を持つ。本稿での作業結果をふまえた上で、胡広により集大成される漢代の古官箴についても、その歴史的意義が検討されるべきであろう。

① 内藤湖南『支那史学史』（『内藤湖南全集 第十一卷』筑摩書房、一九六九年）一六二頁。

② 稲葉一郎『中国の歴史思想——紀伝体考——』（創文社、一九九九年）一八九頁。

③ 佐藤達郎『漢代の古官箴 訳注篇（上）（中）』（大阪樟蔭女子大学 学芸学部論集）第三九、四〇号、二〇〇二、二〇〇三年。

一 胡広に先立つ諸著作とその契機

胡広の『漢官解詁』著作に至る経緯について、彼は自著の注（続漢書百官志・劉昭注所引）の中で次のように述べている。

胡広、〔王〕隆の此の篇に注し、其の論の注に曰く。前に安帝の時、越騎校尉劉珍（もと千秋）に作る、後漢書集解に拠りて改む、東觀に校書せるに、事を好む者・樊長孫、書を与

えて曰く、漢家の礼儀は、叔孫通らの草創せる所なり、皆な律令に随いて理官に在り、凡闇に藏せられ、記録せる者無く、久しく二代の業をして、闇として彰われざらむ。誠に宜しく撰次し、周礼に依擬し、位を定め職を分かち、各おの條序有らしめ、人をして愚智無く、朝に入りて惑わざらしむべし。君は公族の元老なるを以て、正に其の任に丁る、焉んぞ以て已む可けんや、と。劉君甚だ其の言を然りとし、邑子の通人・張平子（衡）と參議せんとするも、未だ定まらずして劉君は遷りて宗正・衛尉と為り、平子は尚書郎・太史令と為り、各の其の職に務め、未だ恤うに暇あらざるなり。順帝の時に至り、平子、侍中と為りて校書を典り、方に周官解説を作り、乃ち漸（もと漢に作る、標点本は後漢書校補に抛り漸に改む）次を以て漢の事を述べんと欲するも、會たま復た河間相に遷り、遂に立つ能う莫きなり。述作の功、独り易わらず。既にして斯の言に感じ、顧みて故新汲令・王文山（隆）の小学（為の字あり、衍字であろう）漢官篇を見るに、公卿外内の職を略道し、旁く四夷に及び、博物條暢にして發明せる所多く、以て旧制儀品を知るに足る。蓋し法に成易有り、而して道に因革有り、是を以て聊か宜しき所を集め、為に詁解を作り、各の其の下に随い、後事を綴続し、世の施行をして、

厥の旨を明らかに庶からしめ、前後憤盈の念を広め、来哲多聞の覽を増助せん。

即ち、はじめ安帝の時、劉珍・張衡らは「漢家の礼儀」の撰定に着手しようとして未だ果たさず、ついで順帝の時、侍中となった張衡は『周官解説』の著述を進めつつ、付随して「漢の事」を述べようとしてまたも果たし得なかつた。胡広は彼らの努力に感慨する一方、広く漢朝の旧制儀式を網羅した王隆・漢官篇に着目、その詁解を作り、以て漢制の旨を明らかにしようとした、というのである。以上の経緯を図で示せば次のようになる。

劉珍等『漢家礼儀』→張衡『周官解説』→胡広『漢官解詁』
 王隆『漢官篇』

本章では、これら漢官解詁に先立つ三つの著作について、それが如何なる経緯と動機によって編纂されようとしたかを検討する。それらの経緯・事情は、胡広の著作とその動機にも直接間接に影響を与えているに違いないからである。以下、時代順に三者を取り上げよう。

1 王隆『漢官篇』

胡広が著作のベースとした『漢官篇』は、孫星衍の『漢官解詁』輯本では本文として扱われ、一字下げになった胡広の注と区

別してある。少々挙例すれば、次のようなものである。

鴻臚、四門を賛通し、遠賓を撫柔す。(北堂書鈔卷五四)

尚書、詔令(初学記作命)を出納し、喉口(初学記作舌)を

齊衆す。(書鈔卷五九、初学記卷一一)

太子太傅、日に就り月に將かづない、玉質を琢磨す。(書鈔卷六

五)

これらのように、各官司の職掌を四字句の美文調で概括した、簡略な内容となっている。『漢官篇』はまた『小学漢官篇』とも呼ばれたようで、そのことは先に挙げた胡広の序文にもあり、また続漢書百官志・大司農条や輿服志上・乘輿大駕法駕条の劉昭注に「小学漢官篇曰」として漢官篇、ついで胡広の注が引かれることから分かる。この書名について、孫星衍は輯本の序で「漢官篇は、凡將・急就に仿いて四字一句なり、故に小学中に在り」と説明している。ただ、司馬相如の凡將篇が漢書芸文志に「復字なし」とあるのに対して、漢官篇では再度使われる文字も少なくなき、また急就篇のように韻を踏むこともないようである。漢官篇はあくまで字書なのではなく、その型式が字書に似るが故に小学の語を冠されたに過ぎないであろう。

漢官篇の著者・王隆について、後漢書(以後特に断らない限り范書を指す)文苑伝には次のように立伝されている。

王隆、字は文山、馮翊雲陽の人なり。王莽の時、父の任を以て郎と為り、後、河西に避難し、竇融の左護軍と為る。建武中、新汲令と為る。文章を能くし、著す所の詩・賦・銘・書は凡そ二十六篇。

つまり彼は王莽時代に郎として出仕した後、河西の竇融政権に一時身を寄せ、その後、光武帝に仕えた訳で、班彪とも経歴を同じくする。彼らは互いに顔を見知っていたに違ひなく、或いは班彪の王命論(漢書叙伝所引)に展開される如き漢王朝の絶対性への信念・信仰^①が、王隆に影響を与えた可能性もなくてはならない。当時の人々が漢王朝やその制度に対して懐いた思いを伝える話がある。更始元年、劉秀が更始の去った三輔に入った時のこと、「老吏或いは垂涕して曰く、囚らざりき今日復た漢官の威儀を見んとは」。またついで「王莽の苛政を除き、漢の官名を復するや、吏人喜悅す」という(後漢書光武本紀)。こういった当時の人々の漢制に寄せる期待・懐旧の念を、王隆も共有したことであろう。漢官篇における美文調の表現の背後に、そんな彼の漢制称揚・美化の念を読みとることも不可能ではない。更にまた、漢制の称揚を通じて光武政権への忠誠を表明する意図も、そこには込められていたかもしれない。これらはいくまで推測ではあるが、漢官篇がもとより持っていたかもしれないこれらの指向性は、その後、胡広の注釈

によつて顕現化することになる。そのことについては後に述べた
い。

さて、このような漢官篇について、胡広は先に引いた序文で
「公卿外内の職を略道し、旁く四夷に及び、博物條暢にして發明
せる所多く、以て旧制儀品を知るに足る」とする。即ち、内外百
官の職掌を広く網羅、漢の旧制を窺いうる、というのが彼の評価
である。しかし一方、司馬彪の評は手厳しい。「故新汲令王隆の
小学漢官篇を作るや、諸文個説、較略にして究めず。唯だ班固の
百官公卿表を著し、漢の秦を承け官を置くの本末を記し、王莽に
訖るのみ、差や條貫有り」（続漢書百官志序・本注曰）。つまり疎
略得要を得ず、漢書百官公卿表の「條貫」あるに如かざるといふ。
言い換えれば、広く官職を網羅してはいても簡略に過ぎ、一定の
理念・体系に基づいて書かれていない、ということであろう。し
かしそのような広範さと簡略さ故にこそ、後に胡広が注釈をそこ
に付け、自らの創意を發揮する余地が生まれ得たものと思われる。
いわば漢官篇は、胡広の發明のために恰好の素地を提供すること
になるのである。

2 劉珍等『漢家禮儀』

安帝時代の『漢家禮儀』の編纂計画については、さきに挙げた

胡広序文の他、後漢書張衡伝にも次のように書かれている。

永初中、謁者僕射劉珍・校書郎劉駒駘等、東觀に著作し、漢
記を撰集し、因りて漢家の禮儀を定めんとして上言し、衡の
其の事に參論せんことを請うも、会たま並びに卒せり。而し
て衡は常に歎息し、終に之を成さんと欲す。

これによれば、劉珍・劉駒駘——揚雄官箴の継作者の一人——ら
は東觀漢記の編纂に従事する傍ら、漢朝の禮儀を撰定しようとし
て張衡にも參加を求めたが、二人とも没したため事は未然に終わ
つたという。劉珍・張衡が繁職に転じたため沙汰やみになつたと
する胡広序文とは多少の違いがあるが、劉珍の宗正転出は本伝
（後漢書文苑上）によれば延光四年（二二五）、その翌年には衛尉
に転じて没しているので、時期的には大して違わない。一方、編
纂計画の起こつた時期については、胡広序文に、樊長孫の助言を
受けた当時の劉珍の官を越騎校尉としており、本伝によれば彼の
越騎校尉着任は永寧元年（二二〇）以後なので、この年より延光四
年頃にかけて、編纂の話が持ち上がったようである。この間、永
寧二年（二二二）にはそれまで專權をふるつた鄧太后が死去、鄧氏
一族は政界より一掃され、一時は廃立も噂された安帝が親政を始
める。同時に皇后閻氏一族、乳母王聖、宦官江京らが威勢をほし
いままにし出し、皇太子保は廢位されて濟陰王に貶しめられる。

延光四年(二二五)、安帝が没すると閹頭らの後押しで北郷侯懿が即位する(少帝)が間もなく死去、ついで宦官孫程らのクーデターで閹頭らは倒され、もとの皇太子・濟陰王が迎えられて即位、順帝となる。以上の複雑な経緯は狩野直禎氏の論文に詳しいが、『漢家礼儀』編纂の話が持ち上がった背景には、必ずやこのような当時の昏迷をきわめる政界状況があったに違いない。樊長孫なる者が劉珍に向かつて説いた「君は公族の元老なるを以て正にその任に丁る」との言葉は、外戚・宦官が専横を極め、劉氏の皇統すら彼らに左右された当時の現実があつて、はじめて切実に響いたであろう。

『漢家礼儀』は結局書かれぬままに終わったため、もとよりその内容も知り得ないが、胡広序文などからその構想を窺うことができる。第一に、それは「周礼に依擬し、位を定め職を分かち、各おの條序有らしめ」んとするものであつた。即ち、「周の礼」——具体的には『周礼』を念頭に置いたであろう——をモデルとし、それになぞらえつつ、漢朝の官職班秩を整理し叙述することを、それは目指すものであつた。第二に、それによつて「人をして愚智無く、朝に入りて惑わざらしめ」ること、つまり弛緩した朝廷の綱紀を整序し、しかるべき秩序を恢復するという現実的課題に、それは答えようとするものであつた。それは狩野氏のいわ

ゆる「礼教派」の指向に通ずるものでもあつたと思われるが、そのことについては今は措いておく。かかる構想のもと劉珍らは、張衡の参与をも求めつつ漢家礼儀の編纂に当たろうとした訳だが、ここで注意しておきたいのは、劉珍・劉駒駘がいずれも東觀漢記の撰者の一人として名を残す歴史家であつた点である。張衡伝に「漢記を撰集し、困りて、漢家の礼儀を定めんとし」たとあるのは、彼らの漢家礼儀編纂の仕事が、東觀漢記という歴史書の編纂との連関で進められようとしたことを示している。漢初の叔孫通による宮廷儀礼の撰定以来、前後漢二代を通じて久しく記録者を欠いていたという漢家の礼儀、それを過去の事跡に基づきつつ整理叙述していくことこそは、まさしく歴史家としての仕事にふさわしい。しかし同時にそれは、「周の礼」を規範とした上で、朝廷の綱紀恢復という現実的要請に應ずるものでなければならなかつた。ここに、経世致用を旨とする経学と史学との接点を見いだすことができる。否むしろ、史学と経学とが未分化であつた時代の学術のあり方を、それは示すものであつたと言ふべきかもしれない。このような史学と経学との関係、その展開を、今後我々は張衡や胡広の著作の中にも見ることになるであろう。

劉珍らの『漢家礼儀』に関連して、なお一つ触れておきたいことがある。それは、『漢家礼儀』に先立つこと約半世紀、章帝元

和二年（八七）、曹褒によつて撰定された『漢礼』の存在についてである。その編纂の経緯は安居香山氏の論文^⑧に詳しいが、かねてより「朝廷の制度の未だ備わらざるに感じ、叔孫通の漢礼儀を為れるを慕」つたという彼が章帝の命を受けて編んだ『漢礼』は、次の和帝の時代になり「擅いままに漢礼を制し、聖術を破乱す」との弾劾を受け、ついに世に行われなかつた。従つてその遺文も残されていないが、後漢書曹褒伝によればその内容はおよそ次のようなものであつた。

乃ち礼事を次序し、旧典に依準し、雜うるに五経讖記の文を以てし、天子より庶人に至る冠婚吉凶終始制度を撰次し、以て百五十篇と為す。写すに二尺四寸の簡を以てし、其の年十一月奏上す。

つまりそれは、天子より庶民に至るまでの、冠婚葬祭の礼儀作法に主眼を置いたものであり、劉珍らの漢家礼儀における『周礼』的な官制叙述とは、構想を異にしたとせねばならない。劉珍らが漢家礼儀の編纂を思い立つに当たり、この曹褒漢礼が念頭にあつたか否か定かではない。ただ両者は共に、叔孫通以来久しく整備を見なかつた漢朝の礼儀を新たに撰定し、以て朝廷の綱紀を確立しようとする志向を持っていた。かつ、曹褒漢礼も、東観における旧事の採録という史学的手法をとる一方、経書（更には讖緯）

に依拠しつつそれ自体が二尺四寸の簡に記された、つまり経書と同等に扱われたのであり、方法の上でも両者の間には相通する所が見いだせる。明らかに、時代は一つの方向へ向かつて動きつつあつた。そのような時代の潮流の現れとして、我々は曹褒の漢礼そして劉珍等の漢家礼儀を捉えるべきであらう。

3 張衡『周官解詁』

先述のように漢家礼儀の編纂が頓挫した後、順帝陽嘉元一二年（一二三—一二三）頃に侍中となつた張衡は再び劉珍らの遺意を継ぎ、漢制の叙述に着手しようとした。こうして書かれ始めるのが、『周官解詁』（張衡伝では周官訓詁に作る）である。張衡伝には、先に引いた一節に続いて次のようにある。

侍中と為るに及び、上疏して専ら東観に事え、遺文を収儉し、力を畢して補綴するを得んことを請う。また司馬遷・班固の叙する所の典籍と合わざる者十余事を條上す。……

この後、漢書王莽伝や東観記光武紀の体裁に関する彼の論議が続くが、長くなるので省略する。この記事と胡広序文より、張衡も東観で旧事を涉猟し、史籍を校勘する傍ら周官解詁の執筆を進めたことが分かるが、その形式は胡広序文によれば「方に周官解詁を作り、乃ち漸次を以て漢の事を述べ」んとするものであつた。

つまり『周礼』の注釈に続き、おそらく漢の制度を『周礼』の經文各段に対応させて記述することを、言い換えれば漢制を周制に比擬して整理叙述することを、それは目指すものであったと思われる。

その後、張衡は永和初年(一三六)に河間相に転出した(その背景には後述のように宦官との対立があったと思われる)ため、残念ながら彼の著作はまたも完成を見ることがなかった。既に書かれていた『周礼』の注釈部分については、張衡伝に「周官訓詁を著すも、崔瑗以為らく諸儒に異なること有る能わざるなり」とされるように、凡作であつたらしい。鄭興、鄭衆、衛宏、賈逵、馬融ら古文派諸儒がいずれも『周官解詁』を著したことが鄭玄の周礼注自序(賈公彦周礼正義序「周礼廢興」所引)に見え、またその一部は鄭玄注の中に残されている。これらにしばしば漢制が引用されることは周知の通りだが、^④それらの著作の影響下、それら注釈をベースに漢制をより詳しく叙述することにこそ、張衡の本意があつたのではなからうか。その本意を果たすことなく著作は未完に終わり、残された注釈は凡作のレッテルのもとに散佚するに任されたのであろう。

彼の試みは、漢制を周制に引きつけて整理記述しようとする点において、劉珍らの企画を継承するものであつた。かつ、『周礼』

という経書——この時点で『周礼』を経書と呼べるか些か微妙ではあるが——を解説しつつ漢制に説き及ぼうとした所に経学と史学との交わりを見ることができ、更に作者の主眼がむしろ漢制の叙述に置かれていたと推測される点に、史学が経学より独立していく過程をかいま見ることもできる。先に引いた張衡伝によれば、劉珍らが没した後、「衡は常に歎息し、終に之を成さんと欲」したといひ、著述に向けて並々ならぬ熱意を持っていたことが窺われるが、そのように彼を著述に強く駆り立てた動機は、本人の弁によれば「有漢の休烈をして、久長なることを天地に比し、光明を日月に並べ、万嗣に昭示し、永永に不朽ならしめん」(張衡伝注引衡上表)とすること、漢朝の美わしき命運を久長ならしめ、その輝かしき光芒を永らく万世に伝示せんとするのであつた。そして、その意図を背後で駆つたのは漢王朝の衰亡への予感であつた。揚雄の太玄経を愛読したという彼は、あるとき友人の崔瑗に宛てた書簡の中で次のように語っている。

吾、太玄を觀るに、方に知る、子雲は道教を妙極し、乃ち五經と相い擬らえしを。徒に伝記の属なるのみには非ず、人をして陰陽の事を難論せしめ、漢家天下を得ること二百歳の書なり。復た二百歳にして、殆ど將に終てんとするか。作者の数の必ずや一世に顕わるは、常然の符なるが所以なり。漢四

百歳にして、玄それ興らん。（張衡伝）

前漢二百年の終わりに書かれた太玄経に深く共鳴しつつ、その二百年後に再び訪れる終末のときに、天地万物の根元たる玄^⑤を帰するであろうこと、つまりは王朝の命運が革まるであろうことを、彼は予言する。奇しくもその予言は当たる訳だが、このような終末観は当時の政情、それに対する彼の姿勢とも無縁ではなかった。陽嘉年間、おそらく侍中の任にあった当時、「政事漸く損なわれ、権は下に移る」時勢を批判した上疏（張衡伝）の中で、彼は江京王聖らの僭侈を近世の鑑としつつ、「群臣奢侈し、典式を昏踰し」「刑徳八柄、天子に由らざる」事態の到来を戒める。そして「若し恩の上より下り、事ごとに礼制に依り、礼制修まれば則ち奢僭息み、事ごとに宜しきに合すれば則ち凶咎無からん」という言うまでもなくそれは孫程ら宦官、更には梁商・梁冀ら外戚への過度の寵遇を戒めての言葉であり、果たしてその後、帝より天下の疾悪せる所を問われた彼に対し、「宦官その己れを毀らんことを懼れ、皆共に之を目」したという。危険を感じ保身につとめた彼もついに宦官らの讒る所となり、おそらくそれが元で彼は河間相に転出させられた。^⑥このような政治秩序の乱れと陵遅への危機感、それを救うべく「典式」「礼制」に依るべきとの彼の主張が、『周官解詁』の構想、その執筆動機と揆を一にすることはもはや

明らかであろう。

張衡は『周官解詁』において、漢朝の永遠不朽なる典制を理想態として提示し、衰亡に向かいつつある王朝を救おうとした。そこには依然、現実への強い関心、経世致用の意を認めることができる。後漢末、彼と胡広の影響のもとに蔡邕は『独断』『十意』を著すことになる。これら蔡邕の著作について、池田秀三氏は彼の「亡びゆく王朝に対する深い感懐」を指摘するが、その感懐は張衡の王朝衰亡への意識、それ故の漢制の高らかな称揚とも、一脈を通じるものであったに違いない。しかし蔡邕と異なり、まだ王朝の衰亡を救いうる時代を張衡は生きた。それゆえに、『周官解詁』は現実政治との関わりのもとに構想されねばならなかったのである。

- ① 板野長八「班固の漢王朝神話」（同氏『儒教成立史の研究』岩波書店、一九九五年）に、このことへの言及がある。
- ② 狩野直禎「後漢中期の政治と社会——順帝の即位をめぐる——」（同氏『後漢政治史の研究』同朋舎、一九九三年、所収）。
- ③ 安居香山「後漢における受命改制と緯書思想」（同氏『緯書の成立とその展開』国書刊行会、一九七九年、所収）。
- ④ 清・劉善沢「三礼注漢制疏證」（劉季永点校、岳麓書社、一九九七年）にそれらの事例が集められる。
- ⑤ 太玄易における「玄」の概念については、鈴木勇次郎『太玄易の研究』（明德出版社、一九六四年）第一部第一章に詳しい。

⑥ このような張衡の政治的態度は、許結『張衡評伝』（南京大学出版社、一九九九年）第四章でも指摘される。また南澤良彦『張衡の宇宙論とその政治的側面』（『東方学』第八九輯、一九九五年）も張衡の思想における政治秩序恢復への志向を指摘する。

⑦ 池田秀三『蔡邕——乱世に生きた儒家的文人——』（日原利国編『中国思想史 上』（ベリかん社、一九八七年）所収）。

二 胡広『漢官解詁』の編纂

前章で見た諸家の著作計画は、胡広の『漢官解詁』に至ってようやく具体的な形を見る訳だが、それは先人たちの意図を継承しつつも、新たに胡広独自の立場と考えを映し出すものでもあったと考えられる。本章では、『漢官解詁』編纂に至る経緯と執筆動機、また『漢官解詁』の特徴を検討し、そこに先人たちや胡広の意図がどのように実現されているか、さらにその結果、『漢官解詁』という著作がどのような性格を帯びることになったかを考える。

1 編纂の経緯と動機

最初に、著者の胡広について一瞥を与えておきたい。彼の伝記（後漢書本伝）については西川利文氏に詳細な検討があるが、本稿との関連で簡単に述べれば、彼は安帝以来、尚書僕射として「機事を典ること十年」、その後も靈帝建寧五年（一七二）に八十

二歳で没するまで三公を歴任、「公台にありしより三十余年、六帝に歴史」し、多難な時期に政府の中樞にあり続けた。広く天下の名士を辟召する傍ら、宦官丁蘭との姻戚関係を持ち、また桓帝擁立の時には曲げて梁冀の意に従ったゆえに世間の謗議を被るなど、清濁併せ呑むしたたかさを持つ大物政治家であった。長年の政治経験に加え、並はずれた健康と記憶力に恵まれ「旧章憲式は覽ざる所なく」、「事体に達練し朝章を明解」する博覧強記ぶり、その博識と中庸のバランス感覚によって能く歴代の皇帝を輔けた。「万事理まらざれば伯始（広の字）に問え、天下の中庸、胡公あり」との諺は、そんな彼の政治家としてのあり方をよく語っている。

彼は学者としても多数の著作を残しているが、中でも彼の博識を窺い見せるものとして『漢制度』の著があり、後漢書注などにその佚文がいくつか残されている。その詳細については福井重雅氏の論文に譲るが、同書に見られるような彼の有職故実への精通ぶりは、『漢官解詁』の著作においても遺憾なく発揮されることになる。

『漢官解詁』がいつの時期に書かれたものか、詳しくは分からないが、胡広の序文に「順帝の時」との言葉が見えるので、この序文が書かれたのは順帝時代より後でなければならぬ。彼は靈

帝の初め頃に没しており、従って本書が成立を見たのは桓帝時代と見て大過ないであろう。執筆の開始時期についても元より知りようがないが、ただ、彼にとつて大きな転機となつた事件がある。順帝陽嘉元年（一三三）、尚書令の左雄は、課試制と限年制を骨子とする孝廉制度の改革を提案した。この改革案に対して尚書僕射の胡広らは反対するのだが、その論点の一つは、前代以来の由緒ある「旧章」をにわかになら改むべきでない、ということであつた。

……漢は周秦を承け、兼ねて殷夏を覽、徳を祖とし経を師とし、覇軌を參雜し、聖主賢臣、世よ以て理を致す、貢奉の制、回革或ること莫し。今、一臣の言の言を以て旧章に刻戻せん
とす……（後漢書胡広伝）

彼らの反対意見は帝の納れる所とならず、改革は実施され、同年から翌年にかけて胡広は濟陰太守に転出——秩禄上は昇進だが——させられた。更に陽嘉二年には、他ならぬこの度の限年制に違反した廉で免官され、永和年間（一三六—一四一）の頃に再び汝南太守を拝し、以後は大司農を経て再び中央政界に返り咲き、没年まで三公として政界に重きをなすことになる。濟陰太守への転出より汝南太守拝任までの数年間は、彼の輝かしい経歴の中でいわば谷間の時代であり、その不遇を招いた直接の契機は、孝廉制度改革をめぐる左雄との対立であつた。注意されるのは、狩野氏

や西川氏も触れるように、この改革に対して張衡も反対意見を述べ、かつ濟陰太守胡広らの免官を批判していることである。後漢紀順帝紀には、陽嘉二年、京師地震の際の策問に対する李固・馬融・張衡の対策が載せられ、張衡はその中で郡太守「十有余人を一旦に免黜」したことを批判している。これが「謬挙に坐して免黜」された「濟陰太守胡広ら十余人」（後漢書左雄伝）を指すことは明らかである。この時期、張衡と胡広との間に、一種の派閥的連帯があつたとも推測される。その後、張衡は河間相に転出、

「漸く漢事を述べ」るはずであつた『漢官解詁』の執筆は未完に終わり、永和四年（一三九）に死去するが、これはちょうど、胡広が汝南太守に復任した時期の前後に当たる。胡広が張衡の遺意を継ぐうと思ひ立つたのは、この頃ではなかつたか。即ち、陽嘉元年の「旧章」の改革、それに抵抗した自らの不遇が一つの契機となり、時あたかも自らの支持者である張衡は『漢官解詁』の中で漢朝の典制を述べようとしていた所、その意図を果たさずして左遷され死去した。ここに、胡広は張衡の遺業をついで漢代の典章故事を一部の書にまとめる意を固めたものと推測されるのである。

しかし張衡と違って、胡広は宦官や外戚との対立を避けた保守中道の政治家であつた。そのような彼の政治的立場は『漢官解詁』にも影を落とし、劉珍や張衡らの構想とは自ずと異なる、独

自の特色がそこに生まれたと考えられる。次に、その構想と内容について見てみたい。

2 『漢官解詁』の内容と傾向

以上のような経緯で書かれ始めた『漢官解詁』の構想と意図について、胡広自身は先にも挙げた序文の末尾で次のように語っている。即ちそれは「各の其の下に随ひ、後事を綴続」——本文・漢官篇の各條ごとに、その官の漢一代の変遷を記し、「世の施行をして厥の旨を明らかに庶からしめ」——それら制度の意味を明らかにする。それによつて「前後愼盈の念を広め」——劉珍や張衡ら先人たちの積もる思いを汲み取つて敷衍し、以て「來哲多聞の覽を増助」——将来の識者の参考に供しよう、というものであつた。なるほど彼は先人の意をつぎ、以て漢制を後世に伝えようとした。しかし張衡の「万嗣に炤示し、永永に不朽ならしめん」との言葉と、胡広の「來哲多聞の覽を増助せん」との言葉とを比べた時、両者の温度差は明らかであろう。漢朝の輝かしき光芒を永遠に伝えようとする張衡の熱意に比べ、胡広の姿勢はいかにも平淡、よく言えば客観的かつ学術的である。

こういった胡広の意図・構想が、『漢官解詁』の中で実際のどのようなに実現されているかを、佚文に即して見てみたいが、問題と

なるのは、孫星衍の輯本に『漢官解詁』として載せる胡広の文章が、果たして本當に『漢官解詁』であつたか否かということである。先述のように彼には別に『漢制度』の著もあり、統漢書百官志注等に「胡広曰」として引かれる彼の文章は、実は『漢制度』或いはその他の彼の著であつた可能性がある。よつてここでは、ある程度確実に『漢官解詁』佚文と見られるもの、つまり原典に「漢官解詁に曰く」等として引かれるものの中から、紙数の都合もありいくつかを挙げることにしたい。

*「ゴチック」は漢官篇の本文と判断されるもの
漢官解故に云う、「鴻臚、四門を贊通し、遠賓を撫柔す。」

(北堂書鈔卷五四) / 漢官解詁に曰く、鴻は声なり、臚は伝なり、声を伝え九賓を贊導する所以なり。又曰く、昔、唐虞四門に賓す。此れ則ち賓に礼するの制にして鴻臚の任もまた同じ。(太平御覽卷三三三)

漢官解故に云う、執金吾、吾は禦なり、金革を執り以て非常を禦ぐを典るなり。(書鈔卷五四)

王隆の小学漢官篇に曰く、「報度を調均し、輸漕委輸す。」胡広注して曰く、辺郡の諸官の調を請う者は、皆な為に調均してこれに報給するなり。水を以て通輸せるを漕と曰う。委は積なり。郡國に積聚せる所の金帛貨賄、時に隨ひて諸を司農

に輸送するを委輸と曰い、以て国用に供す。（統漢書百官志
大司農條注）

漢官解故に云う、「太子太傅、日に就り月に將い、玉質を琢
磨す。」言うところ、太子に玉の質あり、琢磨するに道を以
てするなり。位は太師に次ぐ。（書鈔卷六五）

漢官解詁に曰く、「太僕の廐府、皮軒羈旗。」胡広曰く、馬に
廐あり、車に府あり、皮軒とは虎皮を以て軒と為すなり。

（初学記卷二五）

これらのように、官名や本文の語義・名物に関する訓詁学的説明
の多いことがまず目につく。特に鴻臚や執金吾の字義の説明にそ
の傾向は顕著であり、「学びて五経を究め、古今の術芸は皆な畢
く之を覽る」（胡広伝注引謝承書）という胡広の古文的な学問傾
向を、これらは反映するものであろう。王国維は古文学者に小学
家の多いことを指摘するが、漢官篇の小学書的形式も、胡広のそ
うした学問的関心を惹いたことであろう。中でも執金吾の吾字に
ついての、同音による説明の仕方は積名にも似ており、これは或
いは劉珍の説に影響を受けたものかもしれない。積名は後漢末の
劉熙の作とされるが、後漢書劉珍伝によれば珍にも積名三十篇の
著がある。この点については、劉珍にも同名の佚書があった・劉
珍の著作が劉熙に受け継がれた・范書の誤り、など数説があるが、

劉珍の残した何らかの小学的業績が胡広に影響を与えた可能性も
なくはないであろう。

また調均委輸の注からは、漢代の制度に関する彼の知識を窺う
ことができる。先述のように、漢制に関する簡単な説明は周礼鄭
玄注、およびそれに引かれる鄭衆らの説にも見え、ゆえに或いは、
諸儒に異なる能わずと評された張衡の説を、これらは部分的に引
用したものかもしれない。しかし、次のような詳細な漢制の記述
は、典章故事に精通した彼ならではのものではなかろう。^①

漢官解詁に曰く、武帝は中大夫を以て光祿大夫と為し、「古
礼に於いては天子の下大夫たりて列侯の上卿に視す、（御覽
類聚不載）」「博士と俱に儒雅の選を以てし、官を異にし職を
通ず、周官に所謂る官聯なる者なり。（書鈔不載）」「故きを
温ね新しきを知り、旧章に率い由り、皆な古今を明らかにし、
旧聞を辨章するなり。」（書鈔卷五六、御覽卷二四三、芸文類
聚卷四九）

漢官解故に云う、三輔は職、郡守の如くして独り朝請を奉る、
成帝の時、丞相張禹、位を避け、位特進たりて朝請を奉る、
また闕内侯蕭望之、大司馬嘉、皆な特進もて朝請を奉る。
「光武の時、司徒魏標卿、禹の孫・資、特進を加えられ、朝
請を奉るなり。（御覽不載）」「奉朝請の号は則ち官たるには

非ず。(書鈔不載) (書鈔卷五八、御覽卷二四三)

漢官解詁に曰く、衛尉は宮闕の内を主り、衛士は垣下に廬を爲し、各の員部あり。凡そ宮中に居る者は皆な籍を門に施し、其の姓名を案ず。若し巫巫儻人の当に入るべき者有らば、本官の長吏、爲に啓伝を封じ、其の印信を審らかにし、然る後これを内る。人未定にしてまた籍あり(御覽作人有籍者)、皆な復た符あり、符は木を用いること長さ二寸、所屬の官の兩字を以て鉄印を爲し、また太卿、符を炙く(御覽作分符)。当に出入すべき者は、籍を案じ畢り、復た齒符もて乃ち引きてこれを内るるなり。その官位ありて出入するを得る者は、執御者をして各の前後に伝呼し以て相い通ぜしめ、昏より晨に至るまで部を分かちて行夜す、夜に行く者あらば、輒ち前みて曰く誰誰と。此くの若くして解らず、終歲にして更始す、宿衛を重慎する所以なり。(類聚卷四九、御覽卷三三〇)

漢官解詁、前後左右將軍は皆な周末の官なり、秦これに因る、位は上卿、金印紫綬、皆な兵及び四夷を掌る、長史あり、秩は千石。(書鈔卷六四) / 漢官解詁、前後左右將軍は、宣元以後、出征せざると雖も、猶お其の官あり、位は諸卿の上に在り。(書鈔卷六四)

漢官解詁に曰く、列侯は金印紫綬、以てその有功を賞す、功

大なる者は県邑を食み、小なる者は郷亭を食み、その食む所の吏民を臣とするを得。本と徹侯たり、武帝の諱を避けて通侯と曰う、旧時の文書に、爵通侯と或るは、是れなり。のち更めて列侯と曰う。今、俗人或いは都べて諸侯と言うは、乃ち王なるのみ、此れには非ざるなり。列侯、国に帰るや、茅土を受けず、宮室を立てず、各の貧富に随い……後欠(類聚

卷五二)

これら官の職掌や沿革、制度の詳細に関する説明は、歴史史料としても価値の高いもので、胡広序文の「後事を綴続す」に当たるであろう。これらの例からは、漢代の制度とその起源沿革を客観的に叙述し、その意味を考証しようとする胡広の姿勢を見ることができる。また前後左右將軍、太子太傅、列侯などの注では、それらの官爵の序列に言及しており、漢朝の官制を職掌班秩ごとに整理して述べようとする劉珍ら以来の企図は、ここで部分的ながら実現されているとも言える。

それでは、漢制を周制になぞらえようとした劉珍や張衡らの意図は、胡広にどのようなように・どれほど継承されたであろうか。なるほど確かに、先に挙げた大夫の項では「古礼」として周の卿大夫制が引かれ、また周礼(天官大宰)の官連が引き合いに出される。しかし先の大鴻臚の條では堯舜の事跡が引かれ、また次の例、

漢官解詁に曰く、「冀趙常山」、胡広注して曰く、經に曰く冀州既に載すと。趙に居り、今、常山に治す。（御覽卷一五七）では禹貢が引かれるように、周制はあくまで上古の制の一例として引かれるに過ぎない。かつ次のような例、

漢官解詁に曰く、……「幽燕朝鮮」、經に幽州無くして周官に有り、蓋し冀の別なり。燕国に居り、今の広陽これなり。

（御覽卷一五七）

では、漢制と「經」（この場合は尚書禹貢）・周礼を比較し、その異同を指摘している。一つの經典に絶対的な權威を認めるのではなく、それらを相対化し、客觀的に異同を判断しようとする姿勢をここにも見て取れる。そもそもこれら古制が引かれる例は佚文に見る限り必ずしも多くはなく、漢制を古制に比擬しようとする指向性は、全体として希薄だと言わざるを得ない。

そのような傾向は、本文に敢えて『周礼』でなく『漢官篇』を用いたことにも表れている。經書を主としてそれに漢制を引きつけるのでなく、あくまで漢制を主とした上で、その意味、沿革、詳細を現実即して解説しようとする。言い換えれば、漢制を没個性的な經學理念に埋没させるのでなく、むしろ具体的な史実や言葉の意味から各官司の特徴、個性を浮き彫りにしようとする。

アプリオリな理念からの演繹よりも、個別事象からの帰納に重きを

を置く、実証主義的な姿勢がそこには見られるのである。

以上のように、『漢官解詁』は先人らの計画をある程度継承しながらも、それらとは異なる新たな形態と性格を備えるものとなった。このような『漢官解詁』の性格は、胡広その人の立場や考えと切り離し得ないはずである。最後に、胡広の歴史観や学問的姿勢がどのように『漢官解詁』に影響し、同書にいかなる性格を付与したか、そして同書を文化史の中にいかに位置づけるかについて考えたい。

3 胡広の歴史観と『漢官解詁』の歴史的位置

胡広は、先掲の序文の中で述べている。「蓋し法に成易有り、而して道に因革有り、是を以て聊か宜しき所を集め、為に詁解を作り」——思うに、法には既成のものや変わっていくものがあり、また政道には前代に因るものと新たに改められるものがあり、そこで私は少しばかり適当な事例を集めて注釈をつけ……。制度の歴史的な転変を認めた上で、その軌跡を史料に即して跡づけていこうとするのが、彼の姿勢であった。それは經書世界に見える上古の制度のみを理想とし、以後は春秋戦国の覇世を経て秦の滅亡へと、陵遲の歴史を描く没落史観——たとえば揚雄の官箴にはそれが顕著である——とは一線を画すものである。

先に引いた陽嘉元年上疏中の彼の言葉をもう一度見よう。「漢は周秦を承け、兼ねて殷夏を覽、徳を祖とし経を師とし、霸軌を参雜し、聖主賢臣、世よ以て理を致す」。彼にとつての漢制とは、先立つ周秦を繼承し、兼ねて上古の制をも斟酌して作り上げられた、一代の美制であつた。その由来・沿革・意味を明らかにし、後世に伝えること、それは「有漢の休烈」を永遠に伝えようとした張衡の熱意とも通底するに違いない。しかし胡広はそれを、漢制の経書への比擬によつてでなく、むしろ個別事実の収集と考証によつて成し遂げようとした。周制と漢制とは無媒介に時間を越えて直結されない。秦すらも否定の対象とはならず、事実の継起の時間系列上に積極的に位置づけられる。そのような実証的かつ歴史的手法によつて漢制の正確な実像を記すことに、彼の眼目があつたと考えられるのであり、そしてその試みはある程度まで成功したと言つてよいであろう。ここに、張衡や同時代の経学者たち——鄭衆、鄭玄、何休らに漢制の経書への比擬が見られることを吉川忠夫氏、間嶋潤一氏は指摘する——と胡広とを分ける、方法上の大きな岐路がある。

先述のように、彼は政治家としては保守中道の現実派であつた。その立場は、いわゆる清流派たちのように声を大にして経学理念を掲げ、体制を批判するよりも、漢の旧制故事を重んじつつ、典

範とすべき漢制の歴史的な根拠を明らかにする方向に、彼を向かわせたとも思われる。しかし同時に、彼をこのような客観主義・実証主義に導いたのは、当時の学術界の大きな潮流でもあつた。井上進氏は、博学を旨とする後漢の古文派学者たちが、次第に政治への致用を目指す儒生から、異同を考跡し客観の学に従事する経師としての性格を強め、義の学より文史の学へと近づいたこと、その先に、魏晉時代における史部の成立があることを指摘する^⑨。そのような経学の質的变化と史学の独立の過程に、胡広の学問そして『漢官解詁』の編纂も位置づけることができよう。

「述作の功、独り易ならず」。この、札記楽記をふまえると思しき胡広序文の言葉のように、彼は湮滅の危機に瀕する漢制の姿を、不易の記録に正確かつ詳細に書きとどめ、それを後世の識者「來哲」たちに伝えようとした。そうして彼らをして拠るべき所を知らしめようとした。それが、「前後憤盈の念」を祖述しようとした胡広の、彼なりの解答であつた。彼と先学たちとの方法の違いは、彼の政治的立場とともに当時の学術界の潮流を反映するものでもあつたが、そこにおける彼の姿勢は、経学の絶対的權威の束縛を離れ、諸学に通底する真理を求めようとした六朝人の心性^⑩にも、つながるものを持つようと思われる。

① 西川利文「胡広伝覽書——党錮事件理解の前提として——」(『弘教

- 大学文学部論集」第八二号、一九九八年。
- ② 福井重雅「蔡邕と「独断」」(『史観』第一〇七号、一九八二年)。
- ③ この孝廉制度改革については、岡歩克「察举制度変遷史稿」(遼寧大学出版社、一九九七年)第三章などに詳しい。
- ④ 王国維「兩漢古文学家多小学家説」(『觀堂集林』卷七)。
- ⑤ 积名の积字法については、顧千里「积名略例」(皇清経解・経義叢鈔所収)が十種に分類、説明する。
- ⑥ 胡棻安「中国訓詁学史」(商務印書館、一九三七年)第三章「积名派の訓詁」。
- ⑦ 尤もこれらが全て胡広のオリジナルであったか否かは分からない。衛宏漢旧儀等、先行する他の職官儀注類からの影響も考え得る。前後左右將軍の説明が漢書百官公卿表を踏襲しているのはその一例である。
- ⑧ 吉川忠夫「党錮と学問——とくに何休の場合——」(同氏『六朝精神史研究』同朋舎、一九八四年、所収)、岡嶋潤一「鄭玄に至る『周礼』解釈の変遷について」(『中国文化——研究と教育——(漢文学会会報)』三八号、一九八〇年)。
- ⑨ 井上進「四部分類の成立」(『名古屋大学文学部研究論集』一三四史学四五、一九九九年)及び同氏「中国出版文化史」(名古屋大学出版会、二〇〇二年)五六頁。
- ⑩ 吉川忠夫「六朝士大夫の精神生活」(同氏前掲書所収)。

おわりに

以上、『漢官篇』から『漢官解詁』まで、四つの著作を取り上げ、それら著作(の試み)と背後の時代状況との関わり、その変遷を見てきた。後漢初頭の王隆『漢官篇』に見られた漢制美化の

指向性は、その劉珍・張衡らに至って、『周礼』に漢制をなぞらえるという形によって試みられた。それらの意図と試みを継承した胡広は、むしろ漢制を主体とし、その具体的デイトイルを書き記すという形で、最終的に著作を完成させたのであった。

一面から見れば、それは経学から史学の独立していく過程でもあった。即ち現実の制度を經典の理想になぞらえようとすることは退歩し、かわって現実の制度をありのまま正確に記録に残していくこととする志向が強くなる。そしてそのような志向が、この時代以降の記録の飛躍的增加そして史部の独立をもたらす一因となる。漢官解詁などに代表される職官類の出現もまさに、現実の制度を細大漏らさず正確に書き残そうとする時代精神の現れであった。

確かに、こうして制度記述のあり方が客観的になっていく過程で、かつての強い経世の念が後退していったことは否めない。しかし、それらが現実的意義を失ったかと言えば、決してそうではない。後漢末、応劭は、許に遷都して間もない当時の「旧章湮没し、書記罕に存するのみ」なる状況に「慨然として歎息し、乃ち所聞を綴集し漢官礼儀故事を著す、凡そ朝廷の制度、百官の典式は多く劭の立つる所なり」(後漢書本伝)、「朝廷の制度、百官の儀式の亡びざる所以は、劭これを記すに由る」(三國志王粲伝注

引謝承書」という。また蔡邕の学問的影響を受けた王粲は曹操の魏国政府に仕え、「博物多識にして、問いて対えざる無し。時に旧儀廢弛し、制度を興造するに、蔡恒にこれを典る」(三國志本傳)といい、書家としても名高い衛觐は「王粲と並びに制度を典」り、「初め漢朝遷移し台閣の旧事故乱す、許に都して自り後、漸く綱紀あり、覲、古義を以て正定する所多し」(三國志本傳及び注引魏書)という。これらのように、博学の士による前代の有職故実の記録や知識が、三國諸政権の建設において果たした役割の大きさは想像に難くない。のみならず衛觐自身に魏官儀の著作があるように、今度は彼らの手によって新王朝の典職儀式が記され、それがさらに次なる王朝のための規範となっていくのである。王朝交替の相次いだ魏晉南北朝時代、これら職官儀注類が盛んに編まれた一因は、このような所にもあったと思われる。そのこと

は、有職故実の知識を家学として伝える門閥貴族が、王朝を越えて存続していったことも、無縁ではないであろう。そうした中で、後漢一代ではついに実現されなかった、古典的理念と現実の制度との調和が模索されていき、大唐六典の官制理念に結実していくと予想されるが、その過程については今後の検討を待たねばならない。また本稿では、特に胡広の漢官解詁を中心に論じてきたが、おなじく漢官六種に収められる漢官儀(応劭)、漢官典職儀式(蔡質)、漢旧儀(衛宏)など後漢時代に編纂された他の職官類、また漢書百官公卿表などとの比較検討によって、より後漢時代におけるそれらの編纂の意義が明らかにされるであろう。これも今後の宿題としたい。

本稿は、平成一五年度科学研究費補助金(若手研究B)による研究成果の一部である。

(大阪樟蔭女子大学助教授)

société étaient connexes dans la société celtique. Il en résulte que la tradition celtique s'est mélangée et unifiée avec les coutumes romaines. C'est la raison pour laquelle la culture gallo-romaine s'est formée.

The Editing of Hu Guang 胡広's *Hanguan jiegu* 漢官解詁:
Its Circumstances and Conceptual Framework

by

SATO Tatsuro

This article deals with Hu Guan 胡広's *Hanguan jiegu* 漢官解詁, one of the primary written sources used in researching the institutional history of the Han Dynasty, investigates its conceptual framework and the motivation for its production as well as those of three of its predecessors, thereby revealing the political and cultural background and their transformation in the Late Han, and also considers the reasons for and historical significance of the sudden emergence of similar writings regarding the bureaucracy during the period of transition from end of the Later Han Dynasty to the Six Dynasties.

The article, first, deals with the *Hanguan pian* 漢官篇 of Wan Long 王隆, which served as the basis for the *Hanguan jiegu*, and points out that the *Hanguan pian*, which covers the entire Han bureaucracy in elegant language, offered Hu Guang suitable raw material for his work. Next, the article takes up Liu Zhen 劉珍's *Hanjia liyi* 漢家禮儀 and Zhang Heng 張衡's *Zhouguan jieshuo* 周官解說 in order of their production and shows the following points: one, they attempted to describe the bureaucracy of the Han in light of the description of the bureaucracy in the *Zhouli* 周禮, thereby idealizing it. Second, through these works, the authors sought to spur the reorganization of the contemporary, disorganized political realm and to revive the decaying dynasty. Following in this tradition, the *Hanguan jiegu* tends to describe the history and details of the bureaucracy of the Han Dynasty objectively rather than describe it in terms of the Confucian classics and idealize it. This tendency was a reflection of Hu Guang's conservative political attitude and his scholarly stance based in *Guwen xue* 古文學 (the movement to study the classics written in the ancient characters), which was the leading trend in the scholarly circles of the day. Such an objective description of the bureaucracy

suited the current of the culture during the period from the end of the Later Han Dynasty to the Wei-Jin period, which witnessed a rapid increase of various types of writing and the birth of historical writing as an independent category in the library catalogue. Such a trend also matched the demands of the period during which the governments of the Three Kingdoms were established, and it was one of the reasons why many similar writings on officials were compiled in the Six Dynasty period during which dynastic changes occurred repeatedly.